

徳山大学公立化有識者検討会議設置要綱

(設置)

第 1 条 学校法人徳山教育財団徳山大学（以下「大学」という。）の公立化の検討に当たり、専門的かつ客観的な見地から議論を行い、意見を取りまとめることで、公立化の方向性を決定するための判断要素を示していくことを目的として、徳山大学公立化有識者検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学部学科に関する事。
- (2) 市との政策連携に関する事。
- (3) 大学の経済波及効果及び公立化のメリットに関する事。
- (4) 公立化前後の大学経営の分析に関する事。
- (5) その他公立化の検討に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 検討会議は、次に掲げる委員 12 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工団体関係者
- (3) 教育関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、選任された日の属する年度の年度末までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、企画課公立大学推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は市長が別に定め、会議の運営について必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月15日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。